

行政手続オンライン化法等改正案に対する修正概要

第一 行政手続オンライン化法改正関係

一 基本原則の追加

基本原則として、「情報通信技術を活用した行政の推進は、個人情報保護に十分配慮するとともに、個人の権利利益が害されることのないように配慮して行われなければならない」との規定を追加すること。
(第2条第2項関係)

二 法令に基づく申請に際し省略できる添付資料の明記等

- 1 法令に基づく申請に際し添付することを要しない書面等の対象となる政令で定める書面等に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報が記載された書面等が含まれることを明記すること。
(第11条関係)
- 2 地方公共団体が条例等に基づく手続を情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、法令に係る申請等において添付の省略の対象となる書面等であって当該条例等の規定において申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、地方公共団体が、政令で定める代替措置により、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができるときは、特別な事由がある場合を除き、添付することを要しないこと。
(第13条第2項関係)

三 地方公共団体が行う情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する施策の具体例の明記等

地方公共団体が行う情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正に関する施策の例示として、「情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置」を明記すること。

(第12条第2項関係)

四 地方公共団体によるオンライン化施策に対する国の援助等

- 1 地方公共団体が情報通信技術を利用する方法により行うよう努めるべき手続について、条例又は規則に基づく手続のほか、地方公共団体が行う施策の実施に関する指針、基準その他これらに類するものに基づく手続が含まれることを明記すること。

(第 13 条第 1 項関係)

- 2 条例等に基づく手続を情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするために地方公共団体が講ずる施策を支援するため国が講ずるよう努めることとされている措置について、これを努力義務から義務化するとともに、当該措置に技術的及び財政的援助が含まれることを明記すること。

(第 13 条第 3 項関係)

第二 マイナンバー法改正関係

特定個人情報の提供が認められる例外事由に、行政機関等又は地方公共団体が、政令で定めるところにより、情報提供者に対し、書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照するために必要な別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき、を加えること。

(第 19 条第 8 号の 2 関係)

第三 その他

- 一 政府は、国民が情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続（以下単に「手続」という。）を行うことを促進するため、当該方法による手続に係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額又は免除、当該方法による手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるものとする。

(附則第 9 条第 3 項関係)

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。